

## 善通寺市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽化して倒壊などのおそれのある空家の除却を促進するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）、小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成9年4月1日付け建設省住整発第46号）及び香川県老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱（平成27年4月1日付け27住宅第1693号香川県土木部住宅課長通知）に基づき、老朽危険空家の除却を行おうとする者に対し、予算の範囲内において善通寺市老朽危険空家除却支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、善通寺市補助金等交付規則（平成5年善通寺市規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 老朽危険空家 補助金の交付の申請をする際に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅で、次のいずれかの要件を満たすものをいう。

ア 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅で、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条の各号に掲げる住宅の区分に応じ当該各号に定める別表において、構造一般の程度、構造の腐朽又は破損の程度及び防火上又は避難上の構造の程度及び排水設備の評点（その合計した評点が当該評点区分ごとの同表（ほ）欄に掲げる最高評点を超えるときは、その最高評点）を合算した評点が100以上であるもの

イ アに掲げるもののほか、市長が特に除却の必要があると認める住宅

(2) 補助事業 市がこの要綱に基づき、老朽危険空家の除却に対して補助を行うことをいう。

(3) 住宅 一戸建て、長屋建て又は共同建ての住宅（併用住宅にあつては住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 市内に存する老朽危険空家であること。
- (2) この要綱以外の補助金等の交付を受けていないもの
- (3) 公共事業等による移転、建替え等の補償に関連していないもの
- (4) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権を有していないもの
- (5) 不動産販売、不動産貸付けその他これらに類する行為をし、又はしようとする者がその目的のために除却を行うものでないこと。
- (6) 同一敷地内において、この要綱に基づく補助金の交付を受けて老朽危険空家の除却を行っていないこと。
- (7) 対象物件の所有権を有する全ての者が市税を完納しているもの  
(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市税を完納している者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書）に所有者として記録されている者（法人を除く。）
- (2) 前号に規定する者の相続人
- (3) その他市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。ただし、前項第3号の規定により補助対象者となった者については、この限りではない。

- (1) 補助対象住宅が複数人の共有である場合において、当該共有者全員（補助金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）が共有者の1人である場合、当該申請者を除く。）から補助対象住宅の除却についての同意を得られない者
- (2) 補助対象住宅の登記事項証明書に所有権以外の物権（賃借権を含む。）の設定がある場合において、権利者全員から補助対象住宅の除却についての同意を得られない者
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者  
(補助対象工事)

第5条 補助金の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する補助対象住宅の除却工事であって、建設業法（昭和24年法律第100号）第3

条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた者（市内に本店、支店等の事業所を有する建設業者又は解体工事業業者（個人事業者を含む。）に限り、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団関係者（同条第6号の暴力団員又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号の暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）を除く。）に請け負わせる工事とする。

2 前項の場合において、やむを得ない理由により、補助対象工事の一部について下請負をさせるときは、1件あたりの下請負工事費が補助対象工事の請負工事費の総額の2分の1を超えてはならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

(1) 補助金の交付を決定する前に着手した工事

(2) 補助対象住宅の一部を除却する工事

(3) 補助対象住宅の建替えを目的とした工事

（補助対象経費、補助率及び補助金の額）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する経費（家財道具、機械、車両等の処分に係るもの及び地下埋設物（浄化槽等）の除却に係るものを除く。）とする。

2 補助金の交付額は、補助対象経費又は当該補助対象住宅の延べ面積に次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を乗じた額のいずれか少ない方の金額に5分の4を乗じて得た額（当該額が160万円を超える場合は、160万円）とする。

(1) 木造 当該年度の国の住宅局所管事業に係る標準建設費等の通知における、木造の1平方メートルあたりの除却工事費

(2) 非木造 当該年度の国の住宅局所管事業に係る標準建設費等の通知における、非木造の1平方メートル当たりの除却工事費

3 前項の規定により算出された補助金の交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（事前相談）

第7条 申請者は、次条に規定する交付の申請を行う前に市に相談するものとする。

(交付の申請)

第8条 申請者は、善通寺市老朽危険空家除却支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その一部を省略することができる。

- (1) 申請者及び同一世帯の者が、市税等を滞納していないことを証する書類
- (2) 補助対象住宅及びその土地の登記事項証明書
- (3) 補助対象住宅の名寄帳兼課税台帳及び固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書の写し
- (4) 補助対象住宅の位置図、平面図及び現況写真
- (5) 申請者の本人確認書類
- (6) 誓約書（第2号様式）
- (7) 工事計画書（第3号様式）
- (8) 工事見積書（内訳明細の付いたもの）
- (9) 申請者が補助金の交付申請手続を他の者に委任する場合は委任状
- (10) その他市長が特に必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 申請者が補助対象工事完了後の跡地の所有者である場合には、周囲に悪影響を及ぼさないよう当該跡地の適正な維持管理に努めること。
- (2) 補助金の交付の決定を受けた日から60日以内に補助対象工事を完了すること。ただし、申請者の責めに帰さない事由によるものを除く。
- (3) その他市長が特に必要があると認める事項

(申請内容の変更)

第11条 申請者は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、補助金交付申請変更承認申請書（第5号様式）により申請し、市長の承認を得なければならない。

2 前項に規定する変更の申請には、変更前後の内容を示す市長が必要と認める書類を添付するものとする。

（中止の届出）

第12条 申請者は、補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに、市長に対し、補助対象工事中止届（第6号様式）により、補助対象工事の中止を届け出、市長の承認を得るものとする。

（決定の取消等）

第13条 市長は、前2条の届出にかかる補助金交付決定の取消し又は変更については、補助金交付決定（取消・変更）通知書（第7号様式）を用いて申請者に対して通知するものとする。

（完了報告書）

第14条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、その日から起算して20日を経過した日又は交付決定年度の2月末日のいずれか早い日までに、工事完了報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事完了写真
- (3) 工事を行った者の工事完了証明書（第9号様式）
- (4) 工事代金請求書及び領収書の写し
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出の写し（補助対象工事が同法第9条第1項の対象建設工事に該当するものに限る。）
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3の産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、その内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第10号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 前条に規定する通知を受けた申請者が補助金の交付の請求をするときは、当該通知を受領後、速やかに市長に対し補助金交付請求書(第11号様式)を提出するものとする。

(補助金の受領の権限の委任)

第17条 申請者は、工事を行った者を代理人として、補助金の受領に係る権限を委任することができる。

2 前項に規定する委任を行う場合は、前条の補助金交付請求書に補助金代理受領委任状(第12号様式)を添えて提出しなければならない。

(帳簿等の整備及び保管)

第18条 申請者は、補助対象工事に係る経費の収支の状況を明らかにする書類、帳簿等を補助対象工事が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年6月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この告示の施行後4年を経過した場合において、この告示の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この告示の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

（表面）

善通寺市老朽危険空家除却支援事業補助金交付申請書

年 月 日

善通寺市長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

連絡先

善通寺市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、善通寺市老朽危険空家除却支援事業補助金の交付について、下記のとおり申請します。

また、本申請を行うにあたり、裏面の誓約事項に相違ないことを誓約し、これらが事実と相違することが判明した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消されることについて同意します。

なお、誓約事項の確認のため、香川県警察本部へ申請者情報に関する照会がなされる場合があることを承諾するとともに、申請内容の確認及び他の補助制度の活用状況について、市長が関係機関へ調査することに同意します。

記

対象となる土地及び建物

地名地番：善通寺市

住居表示：善通寺市

交付申請額 金 円

※交付申請額は、1,000円未満の端数を切り捨てた額



第2号様式（第8条関係）

誓約書

年 月 日

善通寺市長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

連絡先

私は、善通寺市老朽危険空家除却支援事業補助金の実施にあたり、次の内容について誓約します。

1. 下記物件にかかる紛争等が生じた場合、責任を持って解決し、市に対して一切の損害を与えません。
2. 補助対象住宅の建替えを目的とした除却工事ではありません。
3. 補助対象住宅の除却後、跡地について責任を持って管理します。
4. 申請に当たって虚偽等がないこと、申請と相違があった場合には補助金の返還に応じます。

記

1. 補助対象住宅の所在地 香川県善通寺市
2. 補助対象住宅の所有者又は管理者氏名
3. 所有者又は管理者との続柄



善市第 号

年 月 日

様

善通寺市長 印

補助金交付決定通知書

年 月 日付け助金の交付については、次のとおり決定したので、善通寺市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

1 交付年度	年 度
2 事業名	善通寺市老朽危険空家除却支援事業
3 補助金の交付決定額	円
4 交付条件	<p>(1) この補助金は、善通寺市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。</p> <p>(2) 次の各号の一に該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。</p> <p>ア 内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）</p> <p>イ 中止するとき。</p> <p>ウ 予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。</p> <p>(3) 補助対象工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書等を提出してください。</p> <p>(4) 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助対象工事の執行状況について実地検査をします。</p> <p>(5) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。</p> <p>(6) 善通寺市補助金等交付規則の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。</p>

第5号様式（第11条関係）

補助金交付申請変更承認申請書

年 月 日

善通寺市長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

連絡先

善通寺市老朽危険空家除却支援事業補助金交付申請の内容を変更しましたので、善通寺市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

番号 及び年月日	善市第 号 年 月 日
交付決定額	円
補助対象住宅の 所在地	地名地番：善通寺市 住居表示：善通寺市
変更内容	
変更理由	
変更交付申請額	円（千円未満を切り捨て）

添付書類	<input type="checkbox"/> 変更後の工事計画書（第3号様式） <input type="checkbox"/> 変更後の工事見積書の写し <input type="checkbox"/> その他（ ）
------	---

第6号様式（第12条関係）

補助対象工事中止届

年 月 日

善通寺市長 様

届出者 住 所

氏 名 ⑩

連絡先

善通寺市老朽危険空家除却支援事業補助金交付申請に係る補助対象工事を中止しましたので、善通寺市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり届け出ます。なお、提出済みの書類に関しては返却を求めません。

番号 及び年月日	善市第 号 年 月 日
補助対象住宅の 所在地	地名地番：善通寺市 住居表示：善通寺市
補助対象工事を 中止する理由	
補助対象工事を 中止する年月日	年 月 日

第7号様式（第13条関係）

補助金交付決定（取消・変更）通知書

年 月 日

様

善通寺市長



善通寺市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり決定します。

番号 及び年月日	善市第 号 年 月 日
補助対象住宅の 所在地	地名地番：善通寺市 住居表示：善通寺市
決定内容	

第8号様式（第14条関係）

工事完了報告書

年 月 日

善通寺市長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊟

連絡先

善通寺市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり報告します。

番号 及び年月日	善市第 号 年 月 日
補助対象住宅の 所在地	地名地番：善通寺市 住居表示：善通寺市
工事完了年月日	年 月 日
交付決定金額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 工事完了写真 <input type="checkbox"/> 工事完了証明書（第9号様式） <input type="checkbox"/> 工事代金請求書及び領収書の写し（内訳明細の分かるもの） <input type="checkbox"/> その他（ ）



善市第 号

年 月 日

様

善通寺市長 図

補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、善通寺市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

1 交付年度	年 度
2 事業名	善通寺市老朽危険空家除却支援事業
3 補助金の交付確定額	円
4 交付条件	(1) この補助金は、善通寺市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。 (2) 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助対象工事の執行状況について実地検査をします。 (3) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。 (4) 善通寺市補助金等交付規則の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

第11号様式（第16条関係）

年 月 日

善通寺市長 様

住 所

氏 名 ㊟

補助金交付請求書

年 月 日付け 善市第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業  
について、善通寺市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱第16条の規定により次の  
とおり請求します。

1 事 業 名 善通寺市老朽危険空家除却支援事業

2 請 求 額 円

3 代理受領の有無 有 ・ 無

4 代 理 受 領 者

第12号様式（第17条関係）

年 月 日

善通寺市長 様

住 所

氏 名 ㊟

補助金代理受領委任状

私は、善通寺市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱第17条第1項の規定により善通寺市老朽危険空家除却支援事業補助金の受領に係る権限を下記の工事を行った者に委任します。

記

住 所	
名 称	
代 表 者 氏 名	
電 話 番 号	
口 座 番 号	